令和7年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人由仁町社会福祉協議会

令和7年度由仁町社会福祉協議会事業計画

基本方針 | 共に支えあう安心・安全・福祉のまちづくり

はじめに

当協議会は訪問介護を始め、通所介護、居宅介護支援の居宅サービス事業、介護老人福祉施設「ほほえみの家」の施設サービス事業など、由仁町における福祉の担い手としての役割を担いながら、介護サービス事業を運営しています。誰もが住み慣れた地域や自宅で自分らしく生活するためには、公的なサービスだけではなく、地域の自助、公助を基本とした生活支援・介護サービスの充実が必要です。当協議会では、見守りや家事支援、話し相手を地域住民同士で行い、支え合う、生活支援体制整備事業「生活支援ボランティア」を実施しています。他にも当町には17のボランティア団体があり、260人余りの方がそれぞれの団体で活動をしています。ボランティア活動団体連絡会や各ボランティア団体への支援の一環として福祉ボランティアポイント制度を活用するなど、ボランティアセンターの充実を図るとともにボランティア団体の活性化の推進に努めてまいります。

当協議会の基本方針であります「共に支えあう安心・安全・福祉のまちづくり」を 目標に、町民のみなさんや行政、各自治区、民生委員児童委員及び各福祉施設と連携 しながら全役員・職員一丸となって地域づくりに取り組んでまいります。

人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることが必要です。例年、高齢者への虐待が発生していることを踏まえ、高齢者虐待の未然防止や早期発見・適切な対応などの充実を図ることが求められています。また、職員の労働環境の整備に努め、働きやすい環境づくりを行っていくため、高齢者虐待防止推進委員会、ハラスメント・メンタルヘルスケア対策委員会の勉強会を当協議会全事業所職員は元より「由仁町福祉施設関係団体連絡会」で周知、連携し、これらの取り組みを進めてまいります。

当協議会では、指定管理事業として「健康元気づくり館」と「ほほえみの家」を12年間、「文化交流館」を7年間、運営管理を行ってまいりました。町民のみなさんに身近に感じていただけるようにロビーを活用したふれーる作品展、ふれーるカフェ、健康器具の無料開放なども行っています。今後とも3館の有効的かつ効率的な運営と適切な管理に努めてまいります。

○令和7年度由仁町社協重点テーマ

- 1 法人運営の推進
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 介護(予防)サービス事業の推進
- 4 ボランティアセンター事業の充実
- 5 指定管理事業の運営

【重点テーマの事業詳細】

1 法人運営の推進

~法人組織の適正な運営~

| 重点事項 | 目的•事業概要 | 具体的な事業 |
|---|--|--|
| ○法人組織の運営 | ・理事会等の開催を通して法人運営の方向性を決定、監査の実施により法人運営の適正化を図る。 | ・理事会の開催・評議員会の開催・監事監査の実施・運営協議会の開催・評議員選任解任委員会の開催・財務会計の適正管理・職員の労務管理の適正化 |
| 〇開かれた社協の実現 | 町民に社協活動を広く 周知し、理解を得るために社協だよりの発行ホームページの活用を 図る。 | ・広報誌『社協だより』の発行年3回の発行(4月、7月、12月) ・ホームページの更新活用(協議会活動含む情報公開の推進) |
| ○福祉施設連絡会の開催 | 福祉施設連絡会を開催 し各施設の情報交換や 連携を図る。 | ・年2回開催(6月、12月)・研修会等への相互参加 |
| ○福祉人材の確保 | ・ハローワークや広報紙を通じ福祉人材の確保を図る。 | ・求人情報を活用した積極的な 雇用の推進・外国人技能実習生の活用 |
| 〇災害ボランティアセンター設置マニュアルの活用 | 災害ボランティアセン ター設置マニュアルを 活用し、災害発生時に 備える。 | ・災害ボランティアセンター運営訓練、研修会への参加・災害ボランティアの登録受付 |
| OBCP(事業継続計画) 自然災害・感染症対策 の取組み | 自然災害や感染症発生時における介護事業所での介護業務をBCP(事業継続計画)に基づき推進する。 | ・職員研修、災害を想定した模 擬訓練の実施・実施可能なサービス提供の推 進 |
| 〇高齢者虐待防止・ハラ スメント・メンタルへ ルス対策の取組み | ・各委員会を開催し、予 防や改善方法の対策を 講じていく。 | ・年2回開催(7月、1月)・職員アンケートの実施・ストレスチェックの実施 |

| ○部署間の連携 | • 各事業部門との情報共 | ・部門別ミーティング会議の |
|---------|--------------|---------------|
| | 有を進め、法人運営の | 開催(月1回) |
| | 意識向上を図る。 | |

2 地域福祉活動の推進

~住み慣れた地域でいつまでも暮らすことのできる環境づくり~

| 重点事項 | 目的•事業概要 | 具体的な事業 |
|-------------|--------------|-----------------------------|
| | | |
| ○地域福祉事業の推進 | ・会費、寄付金をはじめ | • 福祉金庫貸付事業 |
| | 町委託金、共同募金、 | 福祉団体への助成 |
| | 歳末たすけあい募金の | • 弔慰金、見舞金交付事業 |
| | 助成を受け、関係団体 | ・「命のバトン」配布事業 |
| | と連携し地域福祉事業 | • 車椅子貸出事業 |
| | を推進する。 | ・福祉杖への助成 |
| | ・福祉活動専門員による | • 行事用テント貸出事業 |
| | 各種相談業務、福祉活 | (一部有料) |
| | 動の充実を図る | • 各種レク用品貸出事業 |
| | | • 環境美化推進事業 |
| | | ・はじめまして。赤ちゃん事業 |
| Oあいさつ運動の励行 | ・地域や社会の絆づくり | あいさつの励行 |
| | の推進を図る。 | |
| ○共同募金事業の推進 | ・共同募金委員会により | • 共同募金街頭募金活動(由仁 |
| | 共同募金事業の推進を | 町夏まつり、三川地蔵まつり |
| | 図る。 | 開催時) |
| | | ・ピンバッジ募金活動 |
| | | ・10 月赤い羽根共同募金 |
| | | (地域福祉活動支援等) |
| | | ・12月歳末たすけあい運動見 |
| | | 舞金、贈答品の贈呈(福祉施 |
| | | 設、独居老人や障がい者世帯 |
| | | 等) |
| | | - ^{も/} - 【自治区長】の協力 |
| | | |
| 〇総合事業協議体運営 | • 身近な生活支援ボラン | •「生活支援ボランティアの会」 |
| | ティア活動の推進を図 | によるボランティア活動の |
| | る。 | 実施 |
| Oいきいきサロンの開催 | • 高齢者の外出機会の創 | • 食事会開催(年3回) |
| (町受託事業) | 出や孤独感の解消など | ・バス旅行開催(年3回) |
| | を目的に実施する。 | ・【コスモス会】の協力 |
| | | |

| ○団体委任事務の実施 | ・関係団体と築く「地域 福祉活動」の推進を図 る。 | 自治区連合会老人クラブ連合会身障福祉協会 |
|--------------------------------|---|--|
| 〇福祉のつどいの開催 | ・福祉関係功労者表彰式 を開催する。 | 9月14日 [日] 予定 • 式典、表彰式 |
| ○ふれあい広場の開催 | ・町民が集い交流を図る。 | 9月 14 日 [日] 予定 ・子どもからお年寄りまでの三世代交流やボランティアなど福祉関係団体との交流推進・演芸発表会 ・アトラクションの披露 |
| ○3者共催「地域交流お 楽しみ餅つき会」の開 催 | ・町内の福祉施設や小中 学校の児童・生徒等と の交流を図る。 | ・12月開催予定 福祉施設の利用者・居住者、 保育園児・幼稚園児、小中学 校特別支援学級児童・生徒の 交流推進 |
| ○無料法律相談の開催 | ・札幌弁護士会の協力のもと、南空知4町社協が毎週金曜日無料法律相談会を開催する。(いずれの町でも申込み可) | 第1金曜日/長沼町社協 第2金曜日/由仁町げんき館 第3・5金曜日/栗山町しゃる る 第4金曜日/南幌町あいくる 午後1時~午後4時 電話で社協に申込み |
| 〇心配ごと相談の受付 | ・生計問題や家族間、近 所トラブルの相談を 2 4時間受付対応する。 | 電話(83-2340)随時受付 |
| 〇日常生活自立支援事業 の受託 | ・判断能力が不十分な方 の福祉サービスの利用 援助等を図る。 | 福祉サービスの利用援助日常的金銭管理サービス書類等の預りサービス |
| 〇町内外福祉団体等との 連携、交流 | ・職業体験、インターン研修生の受け入れ | ・町内学校、介護福祉学校等か らの受け入れ |

3 介護(予防)サービス事業の推進

~安心と安全・信頼の介護事業の提供~

| 重点事項 | 目的•事業概要 | 具体的な事業 |
|---|---|--|
| 『明るい笑顔と元気なあいさつ』 由仁町社協居宅サービスステーションの運営 | ・訪問介護事業の実施・障害福祉サービス事業の実施・訪問介護自立支援事業・福祉有償運送事業の実施 | ・自宅入浴、施設入浴、オムツ交換、調理、買い物代行等・入浴、排せつ介助、通院介助、掃除、調理等・日常生活支援援助(上記非該当者)・げんき館での入浴、病院への移送 |
| 『お一人お一人に寄り添 う』 由仁町社協デイサービス センターの運営 | ・通所介護事業の実施 (地域密着型)・定員 18 人 | ・入浴サービス(個浴対応可) ・昼食の提供 ・介護予防活動(軽体操、脳トレ、塗り絵、紙工作など) ・ボランティア団体の協力 【健康生活ネットワーク茶の湯】 【スマイル「ふまねっとゆに」】 【翼声会】 【夢唄う由仁カラオケGPズ】 ・個人ボランティアの協力 ・運営推進会議の開催年2回 |
| 『安心と信頼のケアマネ ジメント』 居宅介護支援事業の運営 | 居宅介護支援事業の実施施み動夫援事業の実施 | ・居宅サービス計画作成、サービス担当者会議、モニタリングの実施 ・介護サービス事業者等関連機関との連携強化 ・南空知バイタルリンク等IC Tを活用した多職種の連携 |
| 『ケア(気配り・介護) の心で行う』 移動支援事業の運営 (町受託事業) | • 移動支援事業の実施 | ・透析患者の病院送迎の実施・毎週月、水、金曜日 |
| 『いつまでも元気に』 げんき塾の開催(町受託 事業) | 介護予防のためのスポーツトレーナーによる体操指導の実施 | ・毎週水曜日・受講者数の増加促進・イベントの開催(年3回、4月、7月、12月) |

| - | | , |
|--|--|---|
| (指定管理事業) 『利用者様の尊厳を保 ち、安心して暮らせる施 設を目指して』 地域密着型介護老人福祉 施設の運営 | ・地域密着型介護老人福祉施設「ほほえみの家」の適正な運営の推進 ・特養27床 ・ショートステイ3床 ・経営向上のための取組みの検討 | ・利用者の方々の尊厳重視、利便性の向上 ・権利擁護指針の徹底 ・看護師による健康管理 ・入浴、食事、機能訓練サービスの実施 ・福祉事業参加や野外活動再開 ・運営推進会議の開催年6回 ・ほほえみだよりの発行 ・【ほっとレモン】の協力 ・看取り加算実施に向けた検討、協議 |
| 福祉サービス提供と苦情への対応 | ・利用者が適切な福祉サービスを受けられるよう支援する。・利用者等からの苦情に対する処理体制の確保 | ・介護支援専門員や生活相談員等による相談受付、内容確認・第三者委員による審査、指導助言 |

4 ボランティアセンター事業の充実

~地域包括ケアシステム・共助のための人づくり~

| | ・・追攻己ログゲンステム・共助のためのパンへも、 | | |
|-------------|--------------------------|---------------------------------|--|
| 重点事項 | 目的•事業概要 | 具体的な事業 | |
| Oボランティアセンター | ・福祉教育活動の推進や | ・周年行事等開催団体への協力 | |
| 事業の充実 | 活動支援を図り、協 | ・ボランティア活動支援 | |
| | 働・共助のまちづくり | ボランティアスクールの開催 | |
| | を推進する。 | ・ジュニア福祉スクールの開催 | |
| | | ・ボランティア保険の受付 | |
| | | ・ボランティアセンター登録受付 | |
| 〇由仁町ボランティア活 | ・ボラ連活動の支援を推 | • 活動助成金の交付 | |
| 動団体連絡会(ボラ連) | 進する。 | • 交流事業協賛金の協力 | |
| 活動への支援 | | ・ボラ連だより発行の支援 | |
| 〇ボランティア感謝券の | ・ボランティアセンター | ・午前、午後の活動を各50ポ | |
| 発行 | 登録のボランティア団 体の支援を図る。 | イントとして算定、商品券配 布 | |
| | | • 加えて活動感謝 20%ポイン | |
| | | トの上乗せ事業の継続 | |
| 〇児童ボランティア活動 | ・小学校でのボランティ | ・児童ボランティア活動(清掃 | |
| の推進 | ア活動の推進を図る。 | 活動)等への支援 | |

5 指定管理事業の運営

~町民の健康と利便性の推進~

| 重点事項 | 目的・事業概要 | 具体的な事業 |
|---|---|---|
| ○健康元気づくり館指定 管理事業 | 指定管理事業による「げんき館」の運営を推進する。指定管理期間 R 5.4.1から R 10.3.31 (指定管理 13 年目) | ・健康器具の無料開放による町 民の健康づくり ・清潔な施設環境の提供 ・3者共催「地域交流お楽しみ 餅つき会」の開催(再掲) ・ボランティア活動場所の支援 (ボランティアセンター登 録団体) ・町民の憩いの場づくり |
| 『利用者様の尊厳を保ち、 安心して暮らせる施設 を目指して』 〇地域密着型介護老人福 祉施設の運営 (再掲) | ・地域密着型介護老人福祉施設「ほほえみの家」の適正な運営の推進・特養27床・ショートステイ3床指定管理期間 R5.4.1から R10.3.31 (指定管理13年目)・経営向上のための取組みの検討 | ・利用者の方々の尊厳重視、利便性の向上 ・権利擁護指針の徹底 ・看護師による健康管理 ・入浴、食事、機能訓練サービスの実施 ・福祉事業参加や野外活動再開 ・運営推進会議の開催年6回 ・ほほえみだよりの発行 ・【ほっとレモン】の協力 ・看取り加算実施に向けた検討、協議 |
| 〇文化交流館指定管理事 業 | 指定管理事業による「ふれーる」の運営を推進する。指定管理期間 R 5.4.1 から R 10.3.31 (指定管理8年目) | ・地域文化活動推進への協力 ・げんき館との相互調整による 効率化 ・清潔な施設環境の提供 ・ロビー活用によるふれーる作 品展の開催 ・ふれーるカフェの実施 |